

特別養護老人ホーム長慶苑 ご利用料金表

2022.5.1

1) 市民税課税世帯の場合(標準負担第4段階の場合)

要介護度	基本サービス費	日常生活継続支援加算 *注1)	看護体制加算(Ⅰ) *注2)	看護体制加算(Ⅱ) *注2)	夜勤配置加算(Ⅲ)ロ* 注3)	認知症ケア加算(Ⅰ) *注4)	個別機能訓練加算 *注5)	介護サービス費合計	31日分の介護サービス費	介護処遇改善加算(Ⅰ) *注6)	特定処遇改善加算(Ⅰ) *注7)	31日分介護サービス費合計①	食費	居住費	31日分の食費・居住費②	自己負担(①+②) ③	高額介護サービス費申請後の給付費 (-44,000)
要介護1	675	36	4	8	16	3	12	754	23,374	1940	631	25,945	1445	855	71,300	97,245	
要介護2	741							820	25,420	2110	686	28,216			71,300	99,516	
要介護3	812							891	27,621	2293	746	30,660			71,300	101,960	
要介護4	878							957	29,667	2462	801	32,930			71,300	104,230	
要介護5	942							1,021	31,651	2627	855	35,133			71,300	106,433	

*一定以上の所得者の自己負担が2割,3割に変更になります

2) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階②の場合)120万円超

(-24,600)

要介護1	675	36	4	8	16	3	12	754	23,374	1940	631	25,945	1360	370	53,630	79,575	1,345
要介護2	741							820	25,420	2110	686	28,216			53,630	81,846	3,616
要介護3	812							891	27,621	2293	746	30,660			53,630	84,290	6,060
要介護4	878							957	29,667	2462	801	32,930			53,630	86,560	8,330
要介護5	942							1,021	31,651	2627	855	35,133			53,630	88,763	10,533

3) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階①の場合)合計所得80万円超120以下

(-24,600)

要介護1	675	36	4	8	16	3	12	754	23,374	1940	631	25,945	650	370	31,620	57,565	1,345
要介護2	741							820	25,420	2110	686	28,216			31,620	59,836	3,616
要介護3	812							891	27,621	2293	746	30,660			31,620	62,280	6,060
要介護4	878							957	29,667	2462	801	32,930			31,620	64,550	8,330
要介護5	942							1,021	31,651	2627	855	35,133			31,620	66,753	10,533

4) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で2段階の場合)合計所得80万円以下

(-15,000)

要介護1	675	36	4	8	16	3	12	754	23,374	1940	631	25,945	390	370	23,560	49,505	10,945
要介護2	741							820	25,420	2110	686	28,216			23,560	51,776	13,216
要介護3	812							891	27,621	2293	746	30,660			23,560	54,220	15,660
要介護4	878							957	29,667	2462	801	32,930			23,560	56,490	17,930
要介護5	942							1,021	31,651	2627	855	35,133			23,560	58,693	20,133

5) 市民税非課税世帯で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

食費300
居住費0
その他、基本単価、加算は2段階と同じ

高額介護サービス費	自己負担限度額(月額)
一般被保険者(世帯に住民税課税の人がいる場合)・現役並み所得相当	44,000円
世帯全員が住民税非課税の方(3段階)	24,600円
世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者か合計所得が80万円以下の	15,000円

- * 注1 入所者のうち要介護4～5の割合が70%以上又は、認知症の入所者の占める割合が65%以上、たんの吸引が必要な利用者が15%以上である事。
- * 注2 (Ⅰ)常勤の看護師を1名以上配置している事。(Ⅱ)看護職員を2名以上配置している事。夜間24時間の連絡体制を整備している事。
- * 注3 夜勤を行う介護職員が最低基準を一人以上上回っている事。夜勤時間を通じて喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している事
- * 注4 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者の1/2以上であること。認知症実践リーダー研修修了者を配置し職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に行っていること
- * 注5 専従の機能訓練指導員を配置し、看護・介護職員等と共同して個別機能訓練計画を作成し・実施している事。
- * 注6 キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ＋職場環境等要件すべて満たした場合(基本サービス費に各加算を加えた単位数に8.3%乗じた単位数)
- * 注7 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)までの取得。職員環境等要件に関し複数の取組。取組の見える化。(基本サービス費に各加算を加えた単位数に2.7%乗じた単位数)

○生活機能向上連携加算(Ⅱ)(月200単位個別機能訓練加算を暫定している場合は**月100単位**)→指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供し、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直していること。

○個別機能訓練加算Ⅱ(月**20単位**)→個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。

○ADL等維持加算(月**20単位**または**月60単位**)→一定期間に、入所者のADL(日常生活動作)の維持又は改善した度合いが一定の水準を超えた場合に算定します

○褥瘡マネージメント加算(月**3単位**または**13単位**)→入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合

○排せつ支援加算(月**10単位**又は**月15単位**又は**月20単位**)→排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。

○科学的介護推進体制加算(月**40単位**)科学的介護推進体制加算Ⅱ(月**50単位**)→入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合。Ⅱでは、加えて疾病の状況や服薬情報を厚生労働省に提出。

○安全対策体制加算(1回**20単位**)→事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合。

- * 福祉施設外泊時加算(2泊3日以上の外泊時は1日246円を6日を限度として空床代として加算)
- * 福祉施設初期加算(30日を超える入院や入所から30日以内について普段以上の見守りが必要という事から1日30円加算)
- * 看取り介護加算(72単位/日(死亡日31～45日前)144単位/日(死亡日以前4～30日)680単位/日(死亡日の前日・前々日)1280単位/日(死亡日))
- * 退所前訪問相談援助加算(入所中1～2回限度に460単位を算定) * 退所後訪問相談援助加算(退所後30日以内に居宅訪問。1回を限度に460単位を算定)
- * 退所時相談援助加算400単位(入所者およびその家族に対して退所後の相談援助を行った場合。かつ2週間以内に市町村及び支援センターに情報提供した場合)
- * 退所前連携加算(居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス提供を行った場合500単位を算定)
- * 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せします。

外泊、入院等で苑にいない場合であっても、居室を当該利用者が戻れるように確保している場合、1日855円確保料としていただきます。これは、介護保険とは別に領収するため、外泊加算と一緒に請求します。

食費は個人の収入により異なります。